

「学校教育法の一部改正を求める意見書」

文部科学省

大臣 萩生田 光一 殿

2020年12月〇〇日

〒260-0803 千葉市中央区花輪町74-6

(連絡先・043-266-8419)

E-mail: chiba-saponet@lake.ocn.ne.jp

NPO 法人千葉こどもサポートネット

理事長 米田 修

「意見（改正）の趣旨」

1、現行の学校教育法第11条を次のとおり改正することを求める。

（現行法）

第11条（児童・生徒・学生の懲戒）

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

（改正案）

第11条（児童等の懲戒）

校長及び教員は、文部科学大臣の定める要件があると認めるときは、児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる。懲戒を加えるに当たって、児童等の権利に配慮し、文部科学大臣の定める適正手続きに従って行わなければならない。ただし、児童等の人間の尊厳に反する体罰または品位を傷つける扱いをしてはならない。

第11条の2（教員等による虐待の禁止）

校長及び教員は、いかなる場合においても、児童・生徒の心身に有害な影響を及ぼす各号の虐待行為をしてはならない。

- 1 児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童等にわいせつな行為をすること又は児童等をしてわいせつな行為をさせること。

- 3 児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の教員等としての職務上の業務を著しく怠ること。
- 4 児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

「意見（改正）の理由」

1、体罰（暴言等・間接的暴行を含む）等の懲戒問題について

学校において「生徒指導上の問題」でも、たとえ生徒に問題行動があったとしても、教員が「教育的懲戒を行う場合」その一方的な裁量権の範囲で個人的に行うのではなく、学校全体でその「事実上の懲戒の基準」や手続きを制度化して、教員等の恣意的な対応であってはならない。

その過程で子ども自身（親も）も意見を表明する権利が保障され（子どもの権利条約第12条1項・意見陳述権の保障）、弁明の機会を与えるなど（子どもの権利条約第12条2項・聴聞権の保障）子どもの権利を尊重すべきである。子どもの懲戒手続きにおいても、憲法上の適正手続き（憲法第13条・第31条）を踏まえた手続きの保障が必要である。

因みに当ネットは、1998年4月県教育委員会に対し、県立高校における「体罰事故報告書」の様式改正を求める請願書を提出している。その理由は、現状の「体罰事故報告書」は加害教員の一方的な陳述により、被害生徒の意見も記載しない客観性がない報告書ではなく、被害生徒の意見も記載する両論併記を求める（子どもの権利条約第12条1項の意見表明権の保障、2項の聴聞権の保障を踏まえ、子どもの権利の手続き保障を求めるもの。）ものである。

同委員会はこの意見を一部取り入れ、県立高等学校管理規則の運用で、体罰事故報告書様式の記載の注意事項で「両論併記」に改訂している。

県立高等学校での「体罰の事故報告書」の運用において、加害教員と被害生徒の意見を両論併記することになったことを受けて、県教育長は県内市町村教育委員会教育長に対し、1998年（平成10年）11月11日通知している（「県教育委員会教育長・体罰禁止の徹底について（通知）」後記【参考資料1】参照、以下「本通知」という。）。

しかしながら県内各市町村教育委員会では、通知当初からこの「本通知」の趣旨を十分理解することなく、各小中学校（市立高校）に積極的に浸透させず活かすこともなく、20年以上経った現在でも加害教員・校長の一方的な主張による体罰処理（報告されても体罰ではなく「不適切な指導」とする。）

が未だに行われており、その結果、客観性が問われており、被害者の子どもたちの権利侵害の回復が十分に行われていない。

実際の教員による「懲戒」は、「教員等は教育上必要があると認めるときは」という抽象的な制限があるに過ぎず、言い換えると懲戒の判断の基準が「教員の自由裁量」に任されており、これを逸脱し濫用する子どもへの有害な暴力行為（体罰「暴行・暴言等」）があったとしても、子どもの権利侵害の有効な制限の役割を果たしていない。

たとえ子どもや親の抗議があって問題化されたとしても、その多くの暴力行為は、上記に見たように実際の事後対応は加害教員・校長の一方的な主張による処理により、「不適切な指導・行き過ぎた指導（有形力の行使?）」として処理され、「体罰」として処理されることは少ない。

その原因の多くは、教員自身の「子どもの人権」についての根本的な認識欠如と、自身の指導力不足等の課題があり、感情的に力で子どもを支配しようとする暴力行為でありながら、そのことを真摯に受け止め反省することなく、自らの行為の正当性を主張し繕う教師としての保身に過ぎない。

2、国際的な視点・児童福祉の視点からの「体罰問題」を見直す

国際的には、どんな目的・言い訳があっても、「体罰行為」は、子どもへの「暴力」であり、「人権侵害」であるとしている。

根拠条文：①子どもの権利条約第19条1項「締約国は、児童が父母・法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。」、②同条約第28条2項「締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。」、③同条約第37条「締約国は、次のことを確保する。(a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。」参照。

国連子どもの権利委員会・一般的意見8号（2006年）の「体罰の定義」では、「どんな軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰」である。「委員会の見解では、体罰はどんな場合にも子どもの品位を傷つけるものである。これに加えて、同様に残忍かつ品位を傷つけるものであり、したがって条約と両立しない、体罰以外の形態をとるその他の罰も存在する。これには、たとえば、子どもをけなし、辱め、侮辱し、身代わりに仕立て上げ、脅迫し、こわがらせたり、笑いものにしたりするような罰が含まれる。」としている。体罰の法的禁止

を求めている。

また2019年2月に公表された「子どもの権利委員会の日本政府第4回・5回報告書への審査・勧告」でも、(体罰・パラグラフ25)「学校における体罰が法律で禁止されていることに留意する。しかしながら委員会は以下のことを深刻に懸念するものである。(a) 学校における禁止が効果的に実施されていないこと。」としている。

学校教育においては、「教育(指導)」の名の下に、子ども(親)よりも教員・学校・教育行政の考え方が優先されており、「子どもが一人の人間として自立していく上で必要な権利をまとめた子どもの権利条約」は、批准されて日本憲法に準ずる法的効力を持つ国内法規となって25年が過ぎたが、その理念が学校教育の中に反映され尊重されて運営の基準となることもなく、学校現場ではほとんど意識されていない。

これに反し、2016年改正された「児童福祉法」では、「第1条・全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と定め、子ども権利条約が児童福祉の理念となっており、「第2条・・・社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と国民の児童育成の責任を定めている。

しかしながら、実際に体罰を受けたとき、学校等では「生徒指導(教育)の視点」しかなく、体罰を「不適切な指導・行き過ぎた指導」と言い切り、被害児童(親)にも十分に意見を聞くことなく、事故報告書が作成されている場合もある(体罰と認めず、報告書を作成しない場合もある)。

縦割り行政の弊害の結果、恰も学校現場には、児童福祉法は及ばず「児童福祉(人権)の視点」がないと言える。このような認識では、教員による暴力行為で子どもが権利侵害を受けて、親が子どもの権利回復を図ろうとし問題解決を望み、苦情の申出をしても、学校側とかみ合わず多くの困難が伴い、親のみで問題解決に至ることは難しい。

3、「子どもたちが安全に安心して通える学校を求める取組み」について

～子どもが教職員等から暴力(体罰・わいせつ行為・暴言等の学校内虐待)を受けないために～

- (1)「請願書」「申し入れ書」(<http://kodomosaponet.g2.xrea.com/>に掲載)について
当法人は、2018年(平成30年)2月13日千葉県教育委員会(以下「県教委」という)に対して「子どもたちが安全に安心して通える学校を求

める請願書」(以下「本請願」という)を提案し、また同日知事に対して「子どもの権利の侵害(小・中・高等学校における学校内虐待を含む)に関する相談及び救済の申立てに対して、公正かつ適切に処置する常設の第三者機関制度を早急に整備し実行する責任があるので、県条例として整備すること求めて」申し入れ書を提出した(知事はこれに対し、何ら回答をしない)。

しかしこれに対し県教育長は、2018年6月6日開催の県教育委員会会議で、本請願を教育委員会会議に諮るまでもなく、その必要性がないと報告した。その理由は当法人が請願書で述べたように「教職員の体罰・わいせつ行為・暴言」等の不法行為は、被害者の子どもの人権擁護・児童福祉の視点から暴力・虐待問題(「学校内虐待」として捉えるのではなく、従来通り「教職員の不祥事問題」であり、教員個人の問題であるとして、『既存の教員への懲戒処分と児童生徒への相談体制で十分に機能しており、対応できているので、県教委の県民への責任は果たしている』という姿勢である。

しかしながらこの対応は、本請願での教職員等の暴力問題(体罰・わいせつ行為・暴言等の学校内虐待)について、県教委の対策が何ら有効な成果を上げてこられなかった事実(歴史)に目をつぶるものである。このような県教委自身の負の歴史を認めない姿勢は、県教委が県民に対して担っている憲法が保障する公教育(子どもたちが安全に安心して学べる学校)を提供する義務違反である。また教員は子どもを守り教育することが職務であるにも拘わらず、その教員が子どもたちを自身の性的対象とするわいせつ行為等が学校で行われ続けていることは、公教育の使命と相反するものであり、絶対に認められないものである。県教委の対応と姿勢は、県教委が県民から求められているこの社会的使命への自覚がなく、その責務を果たしていないと言える。

(2) 当ネットの県教委への過去の申入れと話し合いについて

因みに、当ネットの活動を振り返ってみると、18年前の2002年に県教育委員会と本請願と同趣旨で、学校における子どもの権利擁護制度の確立についての申入れを行い、複数回話し合いを行っている。(当ネットニュース・2002年4月31日発行・No.124、同年11月30日発行・No.127での報告をまとめると以下のとおりである。)

- ① 2002年7月30日に県教育委員会に対し、県内の公立中学校で連続して起きた体罰事件、他市の公立小学校で起きた体罰事件の問題について、対応策の教員研修の有効性の調査・検討結果の公表と、体罰・わいせつ行為の再発防止のための実態調査・防止策を検討する県民参加の公開の委員会の設置を求めて「申し入れ書」を提出している。
- ② この「申し入れ書」を踏まえて、県教育委員会は当ネットと複数回話し合っている。当ネットは今回の話し合いで、「県教育委員会は、問題の教

員の懲戒処分を行い、研修を行っているが、この10年間を見ただけでも、体罰事件数は増加したまま横ばいであり、わいせつ行為事件数は激増していること。特にわいせつ行為は、2年前も前任の中村教育長が「対処の仕方が分からない」と嘆き、連続して全国上位のままであるという極めて不名誉な実態を見据え、その結果責任を問われなければならないこと(例え、1件だけでも発生したとしても、その責任が問われること)。問題があるのは教員だけとの見解により、委員会は第三者的な立場に立っているとの認識をするのではなく、県教育委員会自身が、問題教員(県費職員)の任命権者として選び、雇用していたという使用者責任が問われる当事者そのものであること。その責任を果たすためには、委員会内部の身内だけの従来の検討・対応では成しえず、頻繁な懲戒処分・教育長への厳重注意処分が行われていること自体に、その対応に問題があることを証明していること。当ネットが申入れたような県民を入れた公開の場で、根本的に見直す(本当の意味での「子どもの人権の観点」が中心となった子どもの人権救済のための公的第三者機関の早急な設置)ことが必要であること。」等の趣旨を述べた。

- ③ これに対し県教育委員会は、「やるべきことはやっている。教員研修も皆さんからの要望(申入れ書の内容)の趣旨を取り入れている。以前にも増して厳しい態度で臨んでいる。児童・生徒への相談についても、県親と子のサポートセンターをはじめとして、行政・民間を問わず、その体制の充塞と積極的な宣伝活動を行っている。今後の取り組みの成果を見て欲しい。」と答え、従来の基本姿勢から一步を踏み出そうとはせず、話し合いの具体的な進展は見られなかった。
- ④ 改めて、「i、処分を受けた教員の所属する学校は、生徒に対し、二度と同じ行為(体罰・わいせつ)をしないと宣言すること(2回目の9月にも申し入れた)。ii、本申入れ書で申し入れた「教員による子どもへの体罰・わいせつ行為等の人権侵害の実態を調査・研究し、発生防止にむけての取り組みを検討するための県民参加による公開の委員会を設置する」(子どもの人権救済のための公的第三者機関)こと。iii、教員研修への当事者参加を行い、教員が子ども・親等の当事者の声を直接開く場を設けること。iv、8月に埼玉県教育委員会が明文化したとおり、体罰等で懲戒処分を受けた場合、原則として事実を公表する(学校名も)との公表基準に倣い、学校名を公表すること。」を要求した。

という内容の記録が残されている。

- (3) 「意見書」について (<http://kodomosaponet.g2.xrea.com/>に掲載)

更に、2019年1月30日千葉地方裁判所へ被害児童・保護者(県内公立小学校における自校の女子児童に対する教員のわいせつ行為の被害を受

けて)が国家賠償請求事件の提起と合わせて、当法人は裁判支援の一環として、同日千葉県知事・県教育委員会教育長に対し「意見書」を提出している。

同意見書の趣旨は以下のとおりである。

- ① 本事件の被害児童は、県費職員であり当該自治体の地方公務員である教員から理不尽な人権侵害(セクハラ行為ではなく、性虐待・性犯罪)を受けて深く心理的な傷を負うこと(PTSD・心的外傷後ストレス障害)になった直接的な一次被害(性虐待)のみならず、更に地方教委は被害児童を適切に保護せず、被害児童の意見表明権も保障せず、被害児童・保護者への丁寧な説明責任も果たさず、児童虐待・児童福祉対応の基本を理解していない地方教委の不適切な事後対応(ネグレクト)による人権侵害(二次被害)を受け、長期の不登校状態になって苦しんでいる。これは県教委も虐待対応(性虐待)を理解しておらず、対応プログラムを整備していなかったため、地方教委への適切な助言ができず対応をネグレクトした結果である。
- ② このような対応は、10年前の2010年(平成22年)に千葉県(浦安市も被告)が浦安市立小学校で知的障害ある女子児童に対し教員がわいせつ行為を行ったことによる国賠訴訟(東京高裁)で敗訴した当時と何ら変わっていない。これらのことから本請願に対する教育長の報告(2018年6月6日県教委・委員会会議)は事実と反している。

県教育長は、このような本事件の小学校・地方教委と県教委の事後対応の問題性と向き合い、県教委の責任を果たすことが出来ていない現体制を組織として真摯に反省すべきであり、教員による性暴力・性虐待を防げず被害児童の人権(安全)を守れなかったことについて率直に認め、被害児童と保護者に謝罪すべきである。

- ③ そもそも学校教育において、憲法・児童の権利に関する条約・教育基本法・児童福祉法・児童虐待防止に関する法律等の法令に基づき、子どもは、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成される環境で学習する権利が保障されおり、「教育の地方自治の原則」により、地方教育行政(県教委・地方教委)はこれを実現するために、独自に「学校内虐待の対応プログラム」を条例・規則等に制定し、実施する責任がある。さらに国及び地方行政(千葉県を含む)は、「国連・子どもの権利委員会」から児童の権利に関する条約に基づく勧告を何度もされているように、子どもの人権擁護のために「子どもの権利に関する包括的な法律の制定」や、「子どもの権利救済のための独立した機関の設置(子どもオンブズマン制度)」等を整備する責任を子どもたち一人ひとりに対して負っている。

よって、千葉県知事と千葉県教育委員会・県教育長は、学校教育において「子どもの人権」が確実に保障され実現する責任を負っていることを社会的使命として自覚し、新たな子どもの人権擁護制度(子どもが教職員等

から受ける「体罰・わいせつ行為・暴言等」の暴力は学校内虐待として、これを予防・対応・防止するために、虐待対応の体制を整備すること及び、被害児童・生徒の意見表明権を保障するために、既に多くの自治体で作られている第三者機関として「子どもオンブズマン制度」を速やかに整備することを求められている。

4、まとめ

以上のとおり、当法人は任意団体の時代を含めて、これまでの28年余りの活動の中で、千葉県内の学校教育の問題について、子ども・親たちの支援活動を行ってきた。そこでの共通の問題は「学校における子どもの権利の保障がなされていない」ことに由来していると考えに至り、これを改善するためには「子どもの権利擁護制度の整備」が必要であると考え、地方自治のレベルで「子どもの権利条約」を県条例化するために、県内の子ども関係団体・個人に呼びかけて2000年12月に活動団体を組織化して（「千葉県子ども人権条例」を実現する会・改称後は「こども人権ネットちば」）取り組んできた。

千葉県も堂本前知事時代の2005年3月の「次世代育成支援行動計画」の中で、「千葉県子ども条例」を検討するための「子どもの権利・参画のための研究会」（同会の代表は当ネットの前代表が就任）を立ち上げ、3年半をかけて「子ども条例」を検討した結果、2009年9月に「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」（第三者機関の設置を含む子どもの権利擁護制度。後記【参考資料2】参照）をまとめている。しかし残念ながら現知事に交代して、この指針は条例化されることはなかった。

当法人が問題にしてきた「教員による子どもへの体罰・暴言・わいせつ行為等の暴力（学校内虐待）」についても、千葉県には子どもの権利擁護制度がないために事後対応として、公正な第三者機関での権利侵害の救済活動と検証が行われておらず、「子どもの権利擁護の視点」からの再発防止に向けての対策が出来ていない。

そこで当法人は、上記3、(1)で述べたとおりこれを改善するために、2018年2月県知事に「申し入れ書」・県教育委員会に対し「本請願」を提出し、更に上記3、(3)で述べたとおり、2019年1月県知事・県教育長に対し、「意見書」を提出しているが、これに対し県知事・県教育長は、誠実に対応していない。

ただ根本的には、「教員による子どもへの体罰・暴言・わいせつ行為等の暴力行為」を従来通り教員・学校による「懲戒問題」（教育・指導問題）と「暴力問題」（体罰・わいせつ行為・暴言等）或いは「教職員の不祥事問題」として対応する現行「学校教育法制度」を、「子どもの権利擁護の視点」か

ら子どもの権利を保障し擁護するためには、同法の改正が必要であると考え
るに至った。

即ち、同法には「子どもの権利」の規定がなく、また上記3、(3)の「意
見書」③でまとめたとおり、そもそも子ども基本法である「子どもの権利
に関する包括的な法律の制定」がなされていない現状をからすると、

例えば、「児童・生徒は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、学
校教育のあらゆる場面において、児童の年齢及び発達に応じて、その
意見が尊重され、成長発達が保障され、その最善の利益が優先して考慮され
る権利を有する。」等の「子どもの権利」についての規定を教育基本法又は
学校教育法に整備すべきである。

しかしながらこれを整備するためには、学校教育法体系全体における「子
どもの権利」の見直しが必要となり、制度化のために更なる熟議を踏まえる
必要がある。もちろん上記「意見（改正）の趣旨」に記載の学校教育法第1
1条の改正であったとしても同様である。

しかし「本請願」「意見書」等で問題にしている「地方公共団体が設置し
運営している公立小中高等学校において、子どもが地方公務員である教職員
等から暴力（体罰・わいせつ行為・暴言等の学校内虐待）を受けている人権
侵害（公権力の行使による虐待行為）」について、これを防止して子どもた
ちが安全に安心して通える学校に改めるためには、教職員及び教育行政（教
育委員会）の責任を明確にし、子どもの権利擁護の根拠法を整備する必要が
あり、その第一歩として学校教育法第11条等を上記「意見（改正）の趣旨」
のとおり改正して、速やかに学校における「子どもの権利擁護の制度化」を
図るべきであると考えに至ったものである。

なお、本意見書の趣旨は、教職員による子どもへの暴力の禁止を定める「学
校内虐待」の防止するための基本条項の整備であるが、今後これを具体的に
実施するためには、関係法令等の整備を行い、児童福祉・医療・警察・司法
との連携を行いワンストップサービスで、学校教育における子どもの権利の
救済・擁護制度を確立し、別途これを監視する第三者委員会（子どものオン
ブズマン制度）の設置すること等を行い、学校内虐待の発生の予防・発生後
の対応・再発防止等の施策を策定する必要がある。

当法人は、このことを国に本意見書をもって提案し、広く社会に問題提起
をするものである。

以上

【参考資料1】

教義第274号
平成10年11月11日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長

体罰禁止の徹底について（通知）

このことについては、平成2年10月24日付け教指第450号「適正な教育活動の推進について」、平成8年9月6日付け教義第206号「体罰禁止の徹底について」等により通知するとともに、校長会議、教頭会議、各種研修会等における指導をとおして、その徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として体罰は根絶に至らず、県民の学校教育に寄せる信頼を著しく損なう結果となっております。

については、『体罰禁止』を貴管理下の教職員に周知徹底し、体罰根絶に向けて更に適切な指導・監督に努められるようお願いいたします。

なお、体罰は学校教育法に違反するとともに、地方公務員法に規定する法令遵守義務に違反し、信用失墜行為に該当するものであり、体罰があった場合は事実関係を十分調査し、体罰を行った教職員についてはもちろんのこと、管理職員についても、厳正に対処することを申し添えます。

また、遺憾にも体罰事故が発生した場合には、下記の事項に留意し、事故報告書を作成し提出することについても併せて指導願います。

記

- 1 当事者の意見を十分に確認するとともに、目撃者等関係者からの事情確認に基づき、公正、かつ、客観的な記述となるように努める。
なお、当事者及び目撃者等関係者（以下「当事者等」という。）の間で事実関係に対する意見が異なる場合には、それぞれの意見を記載する。
- 2 事実確認において、当事者等が証言を行ったことにより、不利益を被ることがないように慎重に行うとともに、原則として複数の職員で行う。
- 3 当事者等の事故への対応に対する要望、要請等を記載する。
- 4 事故報告書の提出にあたっては、当事者及び保護者に事故報告書の概要を示すなどして説明する。
- 5 当事者及び保護者から意見書等が提出された場合は、当該意見書等を添付する。

【参考資料2】「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針・抜粋」

第5章 「子どものためのオンブズパーソン委員会」の設置

設置の理由

本指針の「子どもたちへ伝えたいこと」の第二項に「いつでも、どこでも、どんな状況でも、あらゆる暴力・虐待・いじめ・偏見・差別などから守られ、必要な支援が受けられること」「つらく困ったことが起きたとき、安心して直接相談できる場所や制度があること」と書かれています。このことを実現するためには具体的な実施機関が必要です。

これまでも子どものための様々な施策が千葉県の「次世代育成支援行動計画」等で示されてきました。しかし、これまでの千葉県においては、この「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」に示したように、理不尽な理由でつらくかなしい思いをしている子どもたちを、救済し守ることが出来る制度や機関が、十分に整備されているとは言えません。そこで、本指針をふまえた上で、実際に行動する機関として、「子どもためのオンブズパーソン委員会」を設置したいと考えます。

1. 「子どもためのオンブズパーソン委員会」の役割

子どもたちは、悩みごとがあったり、困ったことがあった場合、友だちや親や兄弟や先生など様々な人に相談をしたりしています。それでも問題の解決が出来ない場合や相談をする人がいない場合、この委員会に相談をすることが出来ます。悩みや困っていることを聞いてもらいたいという場合、この委員会以外にも相談が出来るところはたくさんあります。この委員会は、特に他の人やある組織から納得のいかないことで傷ついたり苦しんだりして、被害を受けていることを解決するために「助け」が必要なときに使えるところです。

2. 「子どもためのオンブズパーソン委員会」の職務

「子どもためのオンブズパーソン委員会」は、本指針の主旨に基づいて、子どもの人権を擁護し、相談者及び救済の申し立て者の不利益にならないように、公正かつ適切にその職務を遂行します。その職務は次のような段階で実施されます。

(1) 相談の訴えを誠実に聴きます。

(2) 聴いた上で、より相談の趣旨を理解するために、相談者が応えられる範囲で、かつ応えても良い場合質問をします。そのことによって相談の内容について整理をします。

- (3) 起きている問題について事実を正確に把握するために、相談者の同意を得て調査をします。調査をするために、他の機関に協力を求めることが出来ます。
- (4) 何故、この問題が起きているのか、その原因についての理解を整理して、解決のための方針を定めます。
- (5) この問題に関係する人や機関と、相談の趣旨について、事実の確認及び、意見を聴いたりします。
- (6) 相談者の訴えとその問題に関係する人や機関の意見との調整を行います。本指針を基にして調整を行い、合意を図ります。
- (7) 問題の解決に消極的な場合は委員会として「勧告」する場合があります。
- (8) 支援を受けるために他の機関を紹介したほうが良い場合は、他の機関を紹介します。
- (9) 問題の解決を図る上で施策や制度の整備が必要とされる場合は、施策や制度の整備について提案をすることが出来ます。
- (10) 「子どものためのオンブズパーソン委員会」は、活動の透明性を保障するため活動報告を定期的に行います。

3. 「子どものためのオンブズパーソン委員会」の設置について

「子どものためのオンブズパーソン委員会」は、県が責任を持って県庁内に設置します。委員の選考は特定の人物や組織の利益を代表しないように公募とします。

4. 「子どものためのオンブズパーソン委員会設置特別委員会」について

「子どものためのオンブズパーソン委員会」の詳細については、広く公募した委員を含め県庁内に設置した「子どものためのオンブズパーソン委員会設置特別委員会」の意見を参考に、県がこれを定めます。

5. 評価委員会の設置について

「子どものためのオンブズパーソン委員会」が適正に運営されているかどうかについて評価する機関を、県庁内に設置します。委員は、「子どものためのオンブズパーソン委員会設置特別委員会」の委員がこれを兼ねます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/shingikai/documents/sisin.pdf> (指針全文)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/shingikai/documents/sisingaiyou.pdf> (概要版)